

## 第6章 行財政運営

### 1 行政運営

本市では、社会の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を図るため、行政サービスの維持や市民満足度の向上に努めながら、事務事業の見直しや組織機構の検証、定員管理などに取り組んでいきます。

今後も、多様化する行政のニーズに対応するため、また、市民の視点と経営的な視点に立った行政運営を行うため、行政評価における客観的指標によって、その施策や施策を構成する基本事業を評価していきます。

#### (1) 行政評価

行政評価とは、「行政の活動について、ある一定の基準等により評価を行い、この結果を改善に結びつける手法」です。成果という目標を設定し、その達成を目指して投入額や活動の方法を見直すという、「成果」によるマネジメントを行うため、「PDCA (Plan - Do - Check - Action) マネジメントサイクル」を行政経営に組み込み、上手に回していくことが必要です。市では政策体系ごとに事務事業評価・基本事業評価・施策評価を行っています。限られた資源を効果的・効率的に活用していくためにも各評価により改善・改革を行いながら行政運営を実施していきます。

#### (2) 市民参画・協働の推進

市民は、町内会や青少年育成会などの地域コミュニティ活動を通じ、さらにはNPOやボランティア団体の活動などを通してまちづくりに参加します。また、専門分野における市政への参画は、各種審議会や計画策定委員などに委嘱されることにより実現されます。

持続可能な明るく豊かなまちをつくるためには、市民、町内会、ボランティア団体、NPO、企業、市などの主体が、相互理解と信頼関係を深め、対等の立場で連携、協力し、また、セーフコミュニティの手法を活用するなどしてまちづくりを進めていく必要があります。それぞれの主体が担うべき役割を明確にして地域資源を生かしたまちづくりを進めます。また、市民が「このまちは自分（達）が創る」という意識向上のための支援をしていきます。

また、「デュエットプランちちぶ（平成28年度～平成32年度）」に基づき、家庭・職場・地域において、男女の人権が尊重され、対等な立場で共に責任を担う、男女共同参画社会の実現を推進します。

#### (3) 情報の共有

市民参画により協働のまちづくりを推進するためには、市民と市が情報を共有することが基本です。そのために、まちづくりに関する情報をより早く、分かりやすく市民に提供することが求められます。市報をはじめホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などICTを活用していきます。また、パブリックコメン

ト、市民説明会、ワークショップや審議会等の委員の公募を推進し、情報提供のみならず市民からの意見を市政へ反映させていきます。

#### (4) ユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザイン」とは、年齢や性別、能力、国籍などにかかわらず、できる限りすべての人にとって、安全で安心して利用できるように製品、建物、サービス、環境などをはじめからデザインする、という考え方です。

超高齢社会<sup>1</sup>、国際化、価値観の変化などにより、世の中の人々のニーズは複雑、多様化しています。このような中、市民生活においても、お互いに個性を認め合い、尊重し合い、思いやる地域社会の実現が必須のものとなっています。

市でも、「秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針(平成18年度～)」に基づき、人に優しく、環境に優しく、そして未来のために優しいまちづくりを進めていきます。特に、道路や公共施設などを整備及び改修する際には、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの観点に十分配慮します。

#### (5) 人材育成・定員管理

「秩父市人材育成基本方針(平成17年度～)」により職員の意欲と能力開発及び組織の活性化を図り、市民サービスの向上に努めます。また、職員数については、「第2次秩父市定員適正化計画(平成25年度～平成32年度)」に基づき、長期的展望に立って管理を行います。

## 2 財政運営

地方自治体は、人口減少・超高齢社会という大きな課題に直面し、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことが求められるなか、行財政の効率化も図らなくてはなりません。

市では「行政改革大綱(平成22年度～)」に基づき、新たな時代に対応した行財政システムを構築するために、定員適正化計画、財政健全化計画等に盛り込まれた具体的な施策を着実に実行していきます。

### (1) 健全な財政運営

「秩父市財政健全化計画(平成24年度～平成28年度)」に基づき、適正な財政規模を維持するための施策の見直しや健全な財政運営をするための歳入確保・歳出削減に取り組んでいきます。

また、財政の硬直化を防ぎ、弾力性を確保するため、経常経費の削減に努めていきます。

<sup>1</sup> 超高齢社会とは、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)が21%を超える社会です。因みに、高齢化率が14～21%の場合は高齢社会、7～14%の場合は高齢化社会と呼びます。

## (2) 公共施設の再編

人口減が見込まれる中で、公共施設においては、利用者の減少やニーズに変化が生じると考えています。同時に税収減等による厳しい財政状況が予想される中で現有の公共施設を維持し続けることは困難です。

そこで、「公共施設等総合管理計画（平成28年度～平成57年度）」に基づき、公共施設の機能維持を前提とした複合化、集約化による適正配置を検討し、施設数の削減を実行していきます。

また、将来的に利用が見込まれない施設や跡地等は売却を行うなど、今後の財政資源として有効的に活用していきます。